

第 8 回

熊本県議会

農林水産常任委員会会議記録

平成27年1月27日

閉 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 8 回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

平成27年1月27日(火曜日)

午前10時0分開議

午前10時42分閉会

本日の会議に付した事件

報告事項

- ①阿蘇山中岳噴火に伴う対応について
- ②平成25年の農業産出額及び生産農業所得について
- ③ミカン価格の現状と今後の対策について
- ④地下水と土を育む農業の推進について

出席委員(8人)

- 委員長 瀧上陽一
- 副委員長 九谷高弘
- 委員 村上寅美
- 委員 早川英明
- 委員 岩中伸司
- 委員 堤泰宏
- 委員 井手順雄
- 委員 浦田祐三子

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農林水産部

- 部長 梅本茂
- 政策審議監 濱田義之
- 経営局長 山口達人
- 生産局長 山中典和
- 農村振興局長 小柳倫太郎
- 森林局長 岡部清志
- 水産局長 平岡政宏
- 首席審議員兼
農林水産政策課長 田中純二

- 団体支援課長 山口洋一
- 農地・農業振興課長 本田充郎
- 農地・農業振興課政策監 川口卓也
- 担い手・企業参入支援課長 國武慎一郎
- 流通企画課長 西山英樹
- むらづくり課長 潮崎昭二
- 農業技術課長 園田誠
- 農産課長 下舞睦哉
- 園芸課長 古場潤一
- 畜産課長 矢野利彦
- 首席審議員兼農村計画課長 荻野憲一
- 農地整備課長 池田雄一
- 技術管理課長 原俊彦
- 首席審議員兼森林整備課長 長崎屋圭太
- 林業振興課長 江上憲二
- 森林保全課長 塩木康博
- 水産振興課長 平山泉
- 漁港漁場整備課長 原田高臣
- 農業研究センター所長 野口法子

事務局職員出席者

- 議事課主幹 黒岩雅樹
- 政務調査課主幹 福田聖哉

午前10時0分開会

○瀧上陽一委員長 ただいまから第8回農林水産常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の議題に入ります。

執行部から報告の申し出が4件あっております。

報告について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために着座のまま簡潔にお願いいたします。

まず、梅本農林水産部長から総括説明を行

い、続いて担当課長から順次説明をお願いいたします。

○梅本農林水産部長 今回の報告事項の概要につきまして御説明をいたします。

報告案件は4件でございます。

まず、1件目は、阿蘇山中岳噴火に伴います農林水産部の対応状況等について御報告を申し上げます。

2件目は、平成25年の農業産出額及び生産農業所得について、昨年末に国が公表しましたデータについて、本県の状況とその分析結果について報告をいたします。

3件目ですけれども、ミカンの価格の現状、それから今後の経営支援、農家に対する生産対策について御報告をいたします。

最後に、4件目でございますが、これまで当委員会に御報告・御審議いただきました地下水と土を育む農業の推進について、昨年11月に開催いたしました県民会議における主な意見、及び今年度の制定を目指しております条例（案）に対するパブリックコメントの結果について御報告を申し上げます。

詳細については、それぞれ担当課長から御説明させますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○田中農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

こちらのほうから、阿蘇山中岳噴火に伴う対応についてと、(2)の平成25年の農業産出額及び生産農業所得について御報告させていただきます。

まず、阿蘇山中岳噴火に伴う対応についてでございます。

資料は(1)でございます。

まず、1ページをお願いいたします。

阿蘇山火口周辺の降灰状況についてでございます。

土木部が観測地点を10カ所設け、降灰の厚

さについて測定を行った結果を掲載しております。最も降灰が大きかった地点として、③の仙酔峡ロープウェイ乗り場で、約5.5ミリの降灰が測定されております。後ほど御説明いたしますが、今後は農林水産部におきましても降灰を測定し、影響の調査を行っていくこととしております。

続きまして、2ページをお願いいたします。

これまでの対応状況についてでございます。

12月の委員会で御説明しましたものに新たな事項を加えておりますので、その事項について説明させていただきます。追加した項目については朱書きで記載しております。

(1)被害状況調査でございます。1月8日に知事、議長による南阿蘇の降灰状況の調査がございました。この際知事から、起こり得る被害や影響を予想して、スピード感を持って対策をとるようにと指示があったところでございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

降灰状況の調査について、農林水産部において、中岳火口から半径25キロメートル以内において、20カ所の観測地点を設けることとしており、降灰量とともにpHの測定を行っていくこととしております。

(2)対策会議につきましては、12月24日に、第2回の庁内情報連絡会議が開催され、26日には、農林水産部においても対策会議を開催しました。降灰状況や今後の対策等について検討を行ってまいりました。

また、1月16日には、庁内横断的に、阿蘇山の降灰対策計画の策定に係るプロジェクトチームが発足いたしました。

続きまして、4ページをお願いします。

(3)技術等対策についてでございます。

下段に記載しております県阿蘇活動火山営農技術指針には、法に基づく整備計画作成な

どの基礎となる指針であり、昭和55年に策定されたものを現状の作型や品目に合うように今回改訂を行いました。

事例の1つとしまして、土壌酸性度矯正についての指導事項を記載しております。火山灰のpHが5.5から7.0、火山灰の降灰量が2センチ以下の降灰であれば土壌と混和するだけで、土壌への影響はございません。しかし、pHが5.5以下になると、2センチ以下であっても、石灰資材と堆肥を投入して土壌と混和するよう指導方針を定めております。このように被害軽減のための的確な技術支援のもととなるのがこの指針でございます。

最後に、5ページをお願いいたします。

(5)事業での降灰対策について、既存の森林整備加速化・林業再生基金事業を活用しまして、シイタケへの降灰の影響を軽減させるため、被覆シートやプロアなどの導入支援を行うため、関係団体等に対して説明を行ったところでございます。今後、速やかな事業実施となるよう、市町村関係者一体となって行ってまいります。

3、今後の対応についてでございます。

まず、引き続き市町村やJA等と連携して調査を行うとともに、状況を踏まえ、必要な対策について検討してまいります。

また、活動火山対策特別措置法に基づく県防災営農施設整備計画の作成に、市町村と連携し着手してまいります。

なお、この整備計画を踏まえ、市町村等が事業実施計画書を策定し、国庫事業等を活用して降灰対策を行うこととなります。

以上、阿蘇山中岳噴火に伴う対応についてございました。

続きまして、平成25年の農業産出額及び生産農業所得について御報告いたします。

資料(2)でございます。

この統計は、国が、毎年1月1日から12月31日までの1年間における農業生産の実態を把握し、農政の企画・立案等の基礎資料とす

るため推計を行っているものでございます。

1ページをお願いいたします。

農業産出額の年次別推移でございます。棒グラフのとおり4年連続で増加しており、平成25年は3,250億円で、前年に比べ5億円、0.2%の増額となっております。

また、全国での順位は、右の表のとおり5位でございます。九州では鹿児島県に次ぐ2位で、平成22年から4年連続で上位を維持しております。

2ページをお願いいたします。

農業産出額の部門別及び品目別の内訳でございます。

部門別では、円グラフのとおり、野菜と畜産、その他が3分の1ずつを占めており、本県の農業の特徴である多彩な農業を反映しております。

また、品目別では、右の表のとおりトマト、米、肉用牛が上位3品目で、以下生乳、豚、ミカン、イチゴ、メロン、スイカ、鶏卵の順となっております。

3ページをお願いいたします。

農業産出額に関する前年との比較でございます。

左側の部門別比較の表の中ほどの増減額を見ますと、米価下落で、米が47億円の減少、野菜が前年並みとなりましたが、畜産物の価格上昇により肉用牛が17億円、豚が25億円と大幅に増加したため、農業産出額全体では前年より5億円の増加となりました。

次に、右側の品目別比較では、平成24年に初めて400億円を突破したトマトが、平成25年には米を抜いて初めて1位となりました。

4ページをお願いいたします。

生産農業所得でございます。

年次別推移の棒グラフでは、平成21年に879億円まで落ち込んだものの、ここ4年間は増加傾向でございます。平成25年は農業産出額の伸び等により1,167億円で、前年に比べ33億円、2.9%の増加となりました。

また、生産農業所得が産出額に占める割合を、赤色の折れ線で表示しております。前年の35%から36%に伸びております。

次に、全国の順位は右側の表のとおり4位、九州では1位で、平成24年から2年連続となります。

なお、農業産出額では、鹿児島県より約1,000億円近く少なく九州2位でございますが、生産農業所得では、鹿児島県を上回り九州1位となっております。これは、畜産が中心の鹿児島県に対し、本県の農業が施設園芸、米、畜産などでバランスよく構成されていることに加え、本県の「稼げる農業」の実現に向けた施策の成果が少しずつあらわれてきているものと考えております。

5ページをお願いいたします。

まとめになります。図のとおり、所得（R）は、価格（P）×数量（Q）から経費（C）を差し引いてあらわされます。所得拡大のためには、価格や数量の向上、経費の節減に取り組む必要があります。

今後、豊かな農林水産業を実現し、持続可能で元気な農山漁村を築くために、これまでの実績を踏まえながら、図の右側部、ピンク色の部分のP、Q、Cの施策をさらに加速化してまいります。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○古場園芸課長 資料(3)みかん価格の現状と今後の対策について報告をいたします。

めくっていただきまして、1ページでございます。

1のみかん価格の現状等についてでございます。

(1)26年産のミカンの販売状況でございますけれども、26年産のミカンは、8月の日照不足等から全国的に糖度が低く、果物全体の出荷量も多かったことから、9月のスタートから全国的に価格が低迷いたしました。それ

に加えまして、熊本産は、10月末の台風の接近、降雨などの影響で、11月以降市場において腐敗果が多く発生し、近年にない低価格となりました。

(2)26年夏以降の日照不足等への対策でございます。

緊急情報の発信や緊急対策会議を開催し、ミカン農家に対しシートマルチの徹底、フィガロンの散布など、品質向上に向けた対策を推進いたしました。残念ながら品質の向上、価格の好転には至らなかったという結果になりました。

こうした状況に対しまして、2ページでございます。2、今後の対策でございますけれども、まず(1)として、「熊本県みかん価格下落対策経営安定資金」を創設いたします。価格下落の影響を受け減収となったミカン農家が運転資金を借り入れる場合、県、市町村、融資機関で利子補給をするものでございます。

資金の概要をごらんいただきたいと思います。①対象者でございますけれども、農業収入が前期よりも10%以上減少したミカン農家となります。

③対象資金は、農協や銀行などの民間金融機関が融資する資金、もしくは政策金融公庫のセーフティネット資金でございます。

④貸付限度額は600万円。

⑤金利負担軽減措置の内容でございますけれども、10%以上減収したミカン農家で、金利を0.3から0.35%、30%以上の農家では無利子とするものでございます。3年間利子補給を行うものでございます。

(2)27年産に向けた生産対策でございます。ポツの1つ目でございますけれども、産地に品質向上のためのモデル園を設置いたします。

それから、2つ目のポツでございます。想定外の気象条件のもとでも確実に糖度を上げるため、シートマルチの拡大と園地外への排

水対策を徹底させます。

それから、3ページでございます。28年春から、浮き皮が少なく糖度が高い県の育成品種「熊本EC11」の導入を進めてまいります。

それから、(3)国の緊急需給調整特別対策事業でございます。全国的に価格が低迷した場合、生果を加工に仕向ける緊急需給調整特別対策事業がございます。26年産価格低下時に発動されなかったということから、発動基準の改正を国に対し要望してまいります。

園芸課は以上でございます。

○園田農業技術課長 農業技術課でございます。

(4)の地下水と土を育む農業の推進について御報告を申し上げます。

1ページをお開きください。

地下水と土を育む農業推進条例、これは仮称でございますが、これについて説明をさせていただきます。

本県の宝でございます地下水と土を50年、100年先の未来に引き継いでいくためには、条例に基づく対策の恒久化が必要ということでございます。これまでに県民会議を開催し、それからパブリックコメントを実施しております。

地下水と土を育む農業推進は、5本の柱で推進していくことにしております。ここに書いてございます1番目が「県民と協働した県民運動の展開」、2番目が「化学肥料及び農薬の低減と土づくりの推進」、3つ目が「良質堆肥の生産及び広域流通の推進」、4つ目が「水田の積極的な利用による地下水かん養」、5つ目が「地下水と土を育む農業を発展させる試験研究及び技術の普及」というような5つの柱でございます。

これらの取り組みは、一番下の図に書いてございますが、それぞれが連動して動くことによって進んでいくということでございます。

て、畜産農家が良質な堆肥をつくって耕種農家に提供し、耕種農家はそれを使って化学肥料を減らした栽培を行い、水田で飼料稲などをつくって畜産農家に提供いたします。これによって飼料の自給率も向上いたします。

それから、右側の研究機関・普及組織が技術的にそれを支えていき、左側の消費者・企業が生産された農産物を購入することで、うまく循環していくというような仕組みでございます。

2ページをお願いいたします。

昨年の11月12日に実施いたしました県民会議での意見を取りまとめたものでございます。

出席者は、知事を本部長といたしまして、有識者、農業団体それから消費者団体、地下水保全団体などの代表者15名でございます。

会議の中での主な意見でございますが、大きく3つに分類をいたしました。

1つ目が、県民会議に対する御意見でございます。県民会議は、県民全体を牽引する役目を果たしていただきたいというような御意見が有識者のほうから出ております。それから農業関係者、畜産関係者が県民会議に参加したことで、推進する土壤ができたというような意見もございました。それから農業団体からは、ともに地下水と土を育むための会議になったことをうれしく思うというような御意見が出ております。

それから2つ目、(2)ですが、生産者・消費者の取り組みに対する意見でございます。生産者だけに押しつけるのではなくて、消費者が連携して農産物が売れるという仕組みづくりが必要、それから生産者が、土壤や堆肥を分析した結果に基づき施肥をすることが重要というような御意見、それから消費者が理解するための教育が必要だというような意見、それから農畜産業では既に対策に取り組んでいるところであると、県民会議を契機に、行政や消費者と一体となって取り組みた

いというような御意見が出されております。

3ページをお願いいたします。

(3)ですが、行政に対する意見、要望というところでございます。

1つ目が、税金の使い方が非常に重要だというような御意見がっております。それから消費者団体からは、消費者に正しい情報を提供し、実行すべき具体的な行動を示すことが大切だということでございます。それから生産者が意欲を持って取り組める施策を提案してもらいたい、それから地下水のブランドを守ることは農業のブランドを守ることにつながる、農業と環境がウィンウィンの関係になるように進めてほしいといったような意見が出されております。

続きまして、パブリックコメントの結果でございます。

募集期間は、11月の10日から12月の9日までということで実施いたしました。この間に、2名の方から内容的には9件の意見が提出されております。そのうちの4件は、堆肥の原材料を家畜排せつ物に限定できないのではないかというような、堆肥の定義に関する御意見でございました。そのほかは、用語の使い方とか、ほかの条例との関係についての質問でございました。

4ページ以降でございます。

これは参考ということでございますが、現時点での条例の要綱の案でございます。これは参考ということで添付しております。この要綱に基づきまして、2月議会上程に向けて条例案を今作成しているところでございます。

報告は以上でございます。

○淵上陽一委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○井手順雄委員 1番目の資料の火山の噴火

に対してのあれですが、1ページ目の降灰厚の測定結果というのが、去年の分が出ておりますけども、これトータルすれば1センチ2ミリぐらいは堆積しているという状況の中で、今後堆積量の観測を徹底するということでありますけども、実際、現時点においてどのくらい降灰量というのがあるのか、わかっているところがあれば教えていただきたいと思っております。

○田中農林水産政策課長 灰の量でございますけど、これは1月の初めの数値でございます。その後③のところの仙酔峡のロープウェイの状況でございますが、現在のところは、1月の19日までで6.8ミリというふうになっております。

○井手順雄委員 いやいや。この測定の例えば①から⑩までありますね、この累計というのを全部足せば2センチ6ミリあるわけですか。これに掛けるの堆積面積、掛ければ量というのが出てくるんじゃないですか。それは何ぼあるんですか。

○田中農林水産政策課長 これはそれぞれの地点ごとの堆積ですので、それを全て足すとまた多くなるということになります。

○井手順雄委員 堆積量というのはどのぐらいあるんですかというのを聞いているんです。平均でいいですから。

○田中農林水産政策課長 委員がおっしゃるのは平均の、全体ならしたところの数値ということですが、ちょっと済みません、そのところは把握しておりませんので、それは全体の排出量から恐らく換算されることになるかなと思いますけど、申しわけないですけど、そのところは把握しておりません。

○井手順雄委員 それはおかしかっじゃなかですか。12月から降灰した中で、もう1月末時点で2カ月たっています。その中で、例えば12月中には堆積量というのが出ている、堆積する厚みが出るとなれば、降灰面積で平均で何トン出ていますよとか、それはすぐ計算でできるじゃないですか、こういう換算数量でいくならば。それを把握してないということですね。

○田中農林水産政策課長 その全体のやつは把握しておりません。この地点、地点のやつは県で灰の厚さを観測しているというところですよ。

○井手順雄委員 では、いつごろそれは出るんですか。大体毎月こっだけ火山灰が降っていますという数値的なやつはいつごろ出るんですか。そういうふうな計算もしないわけですか、今後とも。いかがですか。

○田中農林水産政策課長 農林水産部のほうでは、先ほど申しましたようにpHと合わせまして、今回20地点の観測地点を設けまして、灰の厚さを計測していきたいと思えます。ただ、地点、地点によっては、やっぱり降灰の量が違うもんですから、観測地点をふやしつつ正確な量が把握できるようにしたいと考えております。

○井手順雄委員 私が聞きたいのは、どれだけ降りましたかという総体的な量を把握するんですか、しないんですか。これをしなくちゃ根本的な話が、議論ができないじゃないですか。その辺はどう考えていらっしゃるのか。それはいつごろ出しますか。

○濱田政策審議監 井手委員のお尋ねでございます。全体的な降灰の重量、この量というのは把握が必要だと思っております。実は、こ

の活動火山の対策特別措置法に基づきまして、これから降灰除去事業なり計画の策定が必要になってまいります。その時点では、その量をきちんと把握した上で、その事業内容の補助率とかにもかかってまいりますので、そこはきちんとやるつもりでございますが、その時間をいましばらくいただきたいというふうに思っています。

○井手順雄委員 では、そこで要望なんですけど、結局、灰が降ります、面積に、そして雨が降ります、川に流れます、白川あたりが本流になってきますから、ここに流れて今度は有明海に来るわけですね。その分の量の把握というの、ぜひともそこで推定でも結構でございますので、その量の把握もやっていただきたいということをお願いしておきます。そのときに。

それと、pHの問題ですが、基本的に火山灰というのは、3パターン書いてありますけど、大体基本的にどのくらいですか、pHの値というのは。

○園田農業技術課長 火山灰のpHがその都度爆発によって変化をいたします。それで、前回の昭和55年ごろのpHと今回のpHはまた違う数値になっております。定期的に爆発ごとにちょっとpHを調査いたしますと、11月の27日現在では6.2というpHでございます。それが1月の4日が6.4、それから1月の14日が5.5ということで、爆発によってpHは変化しております。

○井手順雄委員 わかりました。その辺のpHの把握もやっていただき、今後調査される中で、河川も定期的にpH検査をしてください。やっぱり海に対するpHが一番問題でありまして、ノリなんかはすぐpHに反応します。この辺が重要ですから、河川に流入する火山灰の量とそのpHの値、これを今後調査

される中で必ず明記していただきたい、要望しておきます。以上です。

○梅本農林水産部長 ただいまの火山灰の全体の量、それからpHは酸性ですけれども、それが河川にも影響して、海にも影響するというので、私のほうからは全庁的なプロジェクトチームにきょうの御意見を上げまして、全庁的な捉え方の中で対応してまいりたいと思います。

○井手順雄委員 ありがとうございます。以上です。

○淵上陽一委員長 ほかに質疑はありませんか。

○岩中伸司委員 資料の(2)ですか、農業産出額の問題で、ここに熊本県も、これは4ページになりますか、生産農業所得ということで今報告をいただきました。ずっと生産額も生産量もこの間、熊本は出荷額も結構大きくなっていて非常にいいなと思うんですが、ちょっと私もわかりにくいんですが、大ざっぱなやつはわかりますが、ここの資料で出されているのは、熊本も全国で4位で、生産農業所得が1,167億円ということで、所得率は36%としてありますが、具体的にわかる範囲でいいんですが、熊本の農家の方々の所得というのはこれに応じて、これは畜産やいろいろ農家の種類もありますのでわかりにくいとは思いますが、一般的に農家個別の所得というのはどういう形ではね返っているのかなというのは——全体の平均はここに出されていますが、厳しい状況をよく聞くんですね。

○田中農林水産政策課長 主業農家の——農業を専門にされている農家の状況でございますけど、ちょっと済みません、平成24年しか数値が手元にございませんですけど、農家の農業

所得が597万円というふうになっております。一般世帯の所得は600万程度と言われておりますので、主業農家については、かなりこれに近づいたところで回復傾向にあるというふうに考えております。

○岩中伸司委員 一番新しいので24年ですが、全体から見れば、それよりも今は、そうしたらかなりよくなっていると判断していいですかね。

○田中農林水産政策課長 生産所得自体が2.9%というふうな増加になっておりますので、この24年の数値より改善になるんじゃないかなというふうに判断しております。

○岩中伸司委員 やっぱり個別の農家、専業農家、農業で生計を立てている人が、ずっと見れば、後継者がいないという現状で耕作放棄地もふえていますので、何か農業に魅力がある、そういった意味では収入もやっぱり一定以上確保しなければ若者も参入してこないと思うんで、その辺はぜひ、非常に難しい問題があると思いますが、頑張ってくださいというふうに思います。よろしく願いしておきます。

○村上寅美委員 ミカン価格の問題で、これは知事か部長か課長か、英断でこういうことを全国に先駆けて熊本県はやってもらったということに、感謝をまず申し上げます。

ところで、10%から30%までと、価格の下落に対してですけど、この率は大体把握している、数量。

○古場園芸課長 ミカン農家は県全体で5,000戸ほどおります。果実連の販売金額が前年度よりも20%減になっております。そういうことからすると、10%以上の減収の農家というのはかなり多いんじゃないかというふうに

考えております。

○村上寅美委員 かなりというぐらいで、数字はまだ出ていない。

○古場園芸課長 出ておりません。

○村上寅美委員 これは果実連からの引き合いのデータですのわけ。

○古場園芸課長 対象は、それぞれの農家の方の申告でされるということになっておりますので、はい……。

○村上寅美委員 はいて何ね。

○古場園芸課長 農家の申告で10%以上減収した方は……

○村上寅美委員 この農家の申告で。その申告はどうするの。ダイレクトじゃないでしょうから、JAがまとめるわけ。

○山口団体支援課長 団体支援課でございます。融資機関のほうで、対前年度の一定の期間とことしの一定の期間を比較しまして、10%以上減少しているかどうかを……

○村上寅美委員 窓口はどこですかと聞いているわけ。

○山口団体支援課長 金融機関でございます。

○村上寅美委員 生産者が申告しなきゃいかぬでしょう、生産者が。県にダイレクトじゃないでしょう。

○山口団体支援課長 はい、そうです。

○村上寅美委員 はい、そうです、だからどこですかと聞いているわけ。

○山口団体支援課長 金融機関でございます。

○村上寅美委員 金融機関。

○山口団体支援課長 はい。

○村上寅美委員 個々の金融機関というが、それはだから個々にするの。JAがまとめて——窓口はどこになるの。金融機関が——融資窓口は金融機関ということによくわかったけど——どこ。

○山口団体支援課長 まず、農家の方がこの資金を必要とする場合には金融機関、例えば農協であるとか、公庫であるとか、肥後銀行であるとか、そういったところが窓口になります。

○村上寅美委員 そこを徹底しとかなぬのが1点。

それから委員長、もう一点は、既にこれは何でも一緒だ、漁協も一緒だけど、生産者というのは借り入れしているわけですよ、借り入れを、自分の借り入れを。そうすると、せっかくセーフティネットということで、こういうことをしてもらおうとなら、これは別枠なら別枠でもらわないと、もう借り入れしているから、ここで本当に欲しい人が借り入れが満杯で、限度額借ったらそれでいいんですか。これは全くな別枠、その辺はどうなの。

制度はつくるけど、農業も漁業も借り入れられないわけたい、本人のパイが。補助じゃない、補助金じゃないから、これは無利子の3年間の借入だから、借り入れだからですね。だから、その辺は県の指導はどうです

か。

○山口団体支援課長 おっしゃられますように、まず融資機関が、融資してもらうことが前提でございますので、仮に非常に返済等が困難な場合には、信用力を補完します基金協会というところがございますので、そういったところを活用していただきながら、本当に困っている農家の方々につきましては、しっかり償還計画が立つように指導してもらいたいなということで、先週も説明会をしたところでございます。

○村上寅美委員 そこを僕は言っているわけだ。そうすると、満杯だから。では方法は何かと。今言ったように、漁信基、セーフティネットということは、これは国が保証しているから、金融機関も引っかからぬわけですよ、全然。だから、あなたのところがしっかりあれしてくれたら借りられるわけ、そういう人も。

その辺が通り一遍にダイレクトにいった場合に、もういっぱいだという断られるとか、書類がものすごい書類を言うから、この辺のところを、こがん面倒かならと。そして下限は100万、上限が600万だろう。これは非常に夏枯れとかなんとか助かるわけよ。助かるけど、せつかく制度を国・県でつくってくれた、実施として、これが本当に2億5,000万が実行に移す、実行に移せる、あるいは足りないというぐらい生産者が喜ぶというか、生産者が到達するような指導と規約にしてもらいたいたいなというのが要望です。

君一人じゃできぬだろうから、これは梅本部長、国にも担当から要望してください。そうしないと、書類つくるだけでも——個人じゃつくりきらぬですよ。

○梅本農林水産部長 私どもがこのような形で、農家や漁家の皆様方に対して資金をつく

ったりしていきますのは、目的は、この苦しい時期だけど、これを乗り越えていただいて、漁業や農業を続けていただいて、地域を守っていただくこととでございます。その目的がかなうように、制度をつくただけではなくて、運用面も含めてきちっと目配りしてまいりたいと考えます。

○村上寅美委員 結構です。よろしく頼んでおきます。

○淵上陽一委員長 ほかにありませんか。なければ、以上で質疑を終了いたします。

次に、その他に入ります。その他で何かありませんか。

○井手順雄委員 きょうの熊日見たですけど、農地転用の何か緩和というような形で国が対策を打ち出すと、やっぱり地方創生という形の中で。これは具体的にどこか把握されとるですか、どういう感じのやつなのか。

○本田農地・農業振興課長 農地・農業振興課でございます。

きょうの新聞報道と、あと自民党の党のホームページから情報等を入手しまして、昨日自民党のほうの部会等で出た資料は入手してございます。

それによりますと、これまで農地転用については3つの区分ございまして、2ヘクタール以下、あるいは2から4ヘクタール、4ヘクタール以上という3つの区分がありまして、現在は4ヘクタール以上は国が許可権限を持ってございます。この4ヘクタール以上についても、基本的には都道府県に権限をおろすということと、おろしはするけども、国への協議はお願いしたいというところで、地方6団体は完全市町村への移譲を要望しておったんですけども、中間ぐらいで決着しそうだというふうな形で聞いてございます。

○井手順雄委員 それをきょう新聞でも書いてありますし自民党でも見たんですけど。具体的に事例ばちょっと挙げて説明したら——どういことが緩和になるのかというふうな何か具体的な例を出して説明していただければありがたいですけども。

○本田農地・農業振興課長 農地転用は大体年間2,000件ぐらいございますけれども、先ほど言いましたように、4ヘクタール以上の大きい案件というのは年に1～2件ぐらいでございます。2から4ヘクタールぐらいの中間、これも余り多くございませんで、年間に数件ぐらいというところで、ほとんどの99%の案件については、現時点でも県のほうで許可をしておるという状況であります。その中規模、大規模のところ、国から県へ権限がおりてまいりますと、これまで数カ月かかっておった期間がかなり短縮されてきて、例えば2カ月程度とか、それぐらいで農地転用の申請を受けてから許可するまでの期間が短縮されるというようなことは予想されるかと思えます。

○井手順雄委員 それは大規模というか、そういった大規模開発のところの農地転用という形の中でありまして、我々が今直面しているのは小規模ですよ。例えば、集落内開発制度が今ありますけれども、そこに、もう一ぐるりぐらい開発ができないだろうかというような話が、今後一番重要になってくると私は思っているんですよ。

というのはどういうことかといいますと、やっぱり都市部から離れたところの熊本市においても過疎化が進んでいるんです。やっぱり家建てられぬけんですよ。そういうところをこういった大規模の開発を緩和していくなれば、そういった小規模のところもどやんか緩和して、ついでに——ついでじゃないけど

も、あわせてそういった形の緩和策というのは全然話に出てこないんですか、国から今。

○本田農地・農業振興課長 転用の基準自体の緩和については、現時点では出ておりません。

○井手順雄委員 結局、こういったことをやっていくなれば、やっぱり県から国のほうに、こういったところも必要じゃないんですかという要望をぜひともやっていただかないと、大規模開発ばかり緩和していてもいかぬところもあるし、やっぱりいかに地方に人が住んでいただけるかというところのことが今回の地方創生と、私はそれが基本だと考えておりますので、そこ辺も行政がちょっと考えれば、制度をちょっと考えを変えるだけでできることでありますので、予算も要りませんし、その分農地をどがんして確保していくかというところも、ちゃんと県が代替案を出して国に申し上げれば、石破大臣でん、うん、わかったとなるかもしれぬけんが、ひとつその辺をよろしく願い申し上げます。

以上です。

○本田農地・農業振興課長 委員長、ちょっと補足をお願いします。

今回の地方分権の権限移譲とは別の議論でございますけれども、昨年の末ぐらいに地域再生法の一部改正があつてございまして、この中で若干基準自体の緩和と申しますか、例えば農家のレストランとか、農家民宿とか、このものについては1種農地の中でも一部できるようにするとか、ここは少し緩和というのは若干は出てございます。現時点ではその程度でございます。

○井手順雄委員 よろしく申し上げます。

○淵上陽一委員長 ほかにありませんか。な

ければ、以上で本日の議題は終了いたします。

最後に、要望が2件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これもちまして第8回農林水産常任委員会を閉会いたします。

午前10時42分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

農林水産常任委員会委員長